

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	外国人患者への医療等に関する協議会
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	外国人患者への医療等に関する協議会設置要綱
設置年月日	平成30年4月26日
機関の目的 ・所掌内容	外国人患者への医療等に関する協議会設置要綱
委員数	
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/kentou/index.html
問い合わせ先	保健医療局医療政策部医療政策課 電話番号： 03-5320-4448